

理事長の報酬に関する規程

施行 平成24年4月1日

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人藤岡市文化振興事業団（以下「この法人」という。）定款第32条第1項の規定に基づき、この法人の理事長の報酬を支給する場合において必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、年額12万円とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬は、年度末までに口座振込により支給する。

(年度途中の報酬支給)

第4条 年度の途中において就任、退任又は死亡した場合の報酬の支給については、就任した月（退任又は死亡した場合は退任等した月分まで）から月割り計算により支給する。ただし、理事長が死亡した場合は、その遺族に支給する。

2 前項の規定により月割計算をする場合、12分の1の額を1箇月として計算する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は評議員会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。